

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
別表薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。)の項中「第百五十九条の十一第一項」の下に「及び動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第七号)第百十五条の十二第一項」を、「第百五十九条の十二第一項」の下に「及び動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項」を加え、同表土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)	法第二十二條第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可申請手数料	二二八、〇〇〇円
	法第二十二條第四項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可更新申請手数料	二〇五、〇〇〇円
	法第二十三條第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	二〇五、〇〇〇円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十八の項中「二八〇、〇〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表二十九の項から三十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考三中「二十八の項」を「二十七の項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。